

北海道日高振興局告示第33号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号のかれい固定式刺し網漁業(日高振興局管内沖合海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

| 制限措置 | | | | | | 備考 |
|-------------|-------------|--|----------------------|--------------------------------|---|-----------------|
| (1)漁業種類 | (2)操業区域 | | (3)漁業時期 | (4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | (5)船舶の総トン数 | |
| かれい固定式刺し網漁業 | 日高振興局管内沖合海域 | 幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以東の海域。 ただし、かれい固定式刺し網漁業の共同漁業権漁場区域を除く。 | 毎年、10月21日から翌年4月30日まで | — (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:57隻) | 20トン未満 ただし、20トン以上の船舶による現に有効なこの漁業許可を有する者は、同一船舶を使用する場合に限り、総トン数30トン未満とする。 | 日高振興局管内に住所を有する者 |